

八雲町立落部小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成25年12月1日策定

平成29年4月26日一部改訂

平成30年4月9日一部改訂

令和5年4月17日一部改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、①いじめの芽はどの児童にも生じうるという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること、②全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深めること、③いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめ問題を克服することの3つを基本理念として、いじめの積極的認知から、防止等のための対策を行う。

(2) いじめ防止のための基本的な姿勢

いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識にたち、本校の児童一人一人が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「落部小学校いじめ防止基本方針」を策定する。策定に当たっては、保護者や地域住民及び子供の意見を取り入れ、定期的に評価し、必要に応じて見直していく。

また、次の5点を本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」とする。

- ① 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を醸成する。
- ② 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ③ 校内における児童と児童、児童と教員の温かな人間関係を築く。
- ④ いじめ等を早期に発見し、適時、適切な指導を行い早期に解決する。
- ⑤ いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

(3) いじめの定義（北海道いじめ防止基本方針）より）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) 「いじめ」の理解

- ①いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、保護者に心配をかけたくないなどの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する
- ③児童の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。また、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短時間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。
- ④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- ⑤児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ⑥いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。
- ア. いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
- イ. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

（5）学校及び職員の責務

学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てなければならない。また、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりと具体的予防・防止策を計画実施する。
- イ 児童の豊かな心と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者、関係機関との連携を図る。
- エ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・いじめを早期に発見するため、定期的な調査を実施する。
- ・PTA活動を利用し、広く情報の収集を図る。

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・校内いじめ相談窓口の設置および連携
- ・落部小中一貫委員会生徒指導部会との連携
- ・落部地区青少年健全育成協議会、八雲町青少年健全育成協議会との連携
- ・八雲町子育て支援センターとの連携
- ・八雲町教育委員会との連携
- ・八雲人権擁護委員協議会との連携

- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動やネットパトロール、関係資料の提供等を行う。

（2）いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任

〈活 動〉

- ア いじめの早期発見に関すること
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案（発生時）に対する対応に関すること。
- エ いじめ問題に関する知識理解を深めること。

〈開 催〉

各期2回（いじめアンケート実施後）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急会とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ いじめ解消後の見守り支援
いじめの解消率100%を設定し、3か月以上同じ行為が継続して行われていないか個人面談等で確認するなど、いじめられた児童の立場に立った経過観察を行う。

（3）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、八雲町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（拡大いじめ防止対策委員会）を設置する。（対策委員会に学校長、PTA会長、町内会代表、駐在、育成会代表、中学校等を加える。）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（4）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 具体的な取組

月	具体的な内容	その他
4	● 第1回いじめ不登校対策委員会の開催（年間計画の確認等） ○ 登下校調査 ○ 休み時間調査 ○ 家庭訪問による情報収集 ● ネットパトロールの実施	第1回 学級経営交流会
5	● いじめアンケートの準備 ○ 必要（緊急性）に応じた個別面談の実施 ● ネットパトロールの実施	○ 緊急面談月間 ・町生徒指導研修会への参加（担当）
6	◎ 予防的要素を含んだ児童会活動との連携 ○ いじめアンケートの実施 ● いじめアンケートの集計・報告 ● ネットパトロールの実施	※道教委いじめ アンケート実施
7	○ 個人面談の実施 ● 緊急性の高い個人面談内容の情報共有 ○ 「思いやり」価値項目等の道徳科授業（適宜） ● ネットパトロールの実施	○ 個人面談月間 いじめに関する 道徳の授業
8	● ネットパトロールの実施 ○ 夏休み後の登校しぶり児童の把握	
9	◎ 予防的要素を含んだ児童会活動の実施③ ● ネットパトロールの実施	第2回 学級経営交流会
10	○ 学校行事前後の児童の把握と必要に応じた個別面談 ○ 必要（緊急性）に応じた個別面談の実施 ● ネットパトロールの実施 ● いじめアンケートの準備	秋の教育相談 (必要に応じて)
11	○ いじめアンケートの実施 ● いじめアンケートの集計・報告 ● 第2回いじめ不登校対策委員会の開催 ● ネットパトロールの実施	○ 緊急面談月間 ※道教委いじめ アンケート実施
12	◎ 予防的要素を含んだ児童会活動の実施② ● ネットパトロールの実施	
1	● 生徒指導研修会の実施（校内研修計画） ● ネットパトロールの実施	○ 担当内部講師に よる校内研
2	● ネットパトロールの実施 ● いじめ不登校対策委員会の開催（委員会内反省・評価）	第3回 学級経営交流会
3	● ネットパトロールの実施 ● 学校評価（今年度総括及び来年度に向けて）	

●～いじめ不登校対策委員会が中心に行う。

○～各学級担任が中心に行う。

◎～児童会担当が中心に行う。

□～各月の職員会議等において、全職員で情報共有する時間を設ける。

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 いじめ防止対策推進法 北海道いじめ防止基本方針 八雲町いじめ防止条例	学校の教育目標 ◎自ら学び 豊かな力を発揮する子どもの育成 よく考える子（知） ◎己を律し 自他を思いやる子どもの育成 思いやりのある子（徳） ◎自ら鍛え 心身ともに健康な子どもの育成 明るくたくましい子（体） 【重点教育目標】 『よさを活かし、学び合い、高め合う子』 ～学びをつなぐ教育活動の推進～	児童・地域の実態 保護者の願い 教職員の願い 現代社会の要請
---	---	---

いじめの基本認識 ○いじめは絶対に許されないという確固たる認識をもつこと ○いじめ問題に対しては被害者の立場に寄り添った指導を行うこと ○関係者が一体となって、組織として取り組むことが必要であること ○いじめ問題への対応は、学校の在り方が問われる問題であること ○いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること
--

「学校いじめ防止基本方針」基本理念 「いじめがなく、すべての児童が安心して学習活動に取り組める学校」 ①いじめの芽はどの児童にも生じうるといふ緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること ②全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深めること ③いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめ問題を克服すること

1 いじめの防止	2 いじめの早期発見	3 いじめの早期対応
『いじめを生まない環境づくり』 ○人権教育の充実 ○道徳教育の充実 ○体験学習の充実 ○特別活動の充実 ○保護者や地域社会への働きかけ	『わずかな変化に対する敏感な気づき』 ○日々の観察、ネットパトロール ○関係機関との連携 ○家庭学習ノートや連絡帳などの活用 ○教育相談の実施 ○いじめ実態調査アンケートの実施	『問題に対して、迅速かつ組織的な対応』 ○正確な実態把握と指導体制、方針の決定 ○子どもへの継続した指導と支援 ○保護者との連携による情報交流 ○いじめ発生後の対応・対処 ○全体指導計画作成と校内研修の実施

道徳・人権・体験教育の充実 ○他者や地域社会、自然との直接的なかかわりや触れ合いの中で、自己と向き合うことを通して、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見して体得する。 ○福祉体験やボランティア体験、勤労体験など、発達段階に応じた活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
--

特別活動の充実 ○児童を主体とした自発的、自治的な活動を充実させる。 ○縦割り班活動を軸に、異学年交流を学校生活の中に定着させ、児童の人間関係づくりや自尊感情の育成を図る。 ・学級活動、学級会活動、学校行事、児童会活動

生活指導の充実 ○いじめ防止対策委員会（教頭・生徒指導担当・養護教諭・当該学級担任）を隔月1回実施し、校内外の生活の様子・学級での仲間づくりなどについて話し合う。 ○いじめアンケートを年2回、個人面談を年1回実施し、いじめ等の早期発見に努める。

関係機関との連携 ○連携機関との情報の共有化を図る（報告・連絡・相談の徹底） ・落部小中連携委員会生徒指導部会 ・落部地区青少年健全育成協議会、八雲町青少年健全育成協議会 ・八雲町子育て支援センター ・八雲町教育委員会 ・八雲人権擁護委員協議会 ○重大事案については、教育委員会との連携のもとに、調査・対応にあたる。
--

落部小学校「拡大いじめ防止対策委員会」 ・校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任、PTA会長、町内会代表、駐在、育成会代表など
--